

復興推進計画（宮城県民間投資促進特区）の概要について

1 策定主体

県及び七ヶ宿町を除く34市町村（共同策定）

2 計画認定日

平成24年2月9日

3 対象業種

ものづくり産業（8業種）

- ①自動車関連産業
- ②高度電子機械産業
- ③食品関連産業
- ④木材関連産業
- ⑤医療・健康関連産業
- ⑥クリーンエネルギー関連産業
- ⑦航空宇宙関連産業
- ⑧船舶関連産業

4 地域等の設定（裏面図面参照）

（1）雇用等被害地域（水色）

沿岸15市町の津波浸水地域を設定

（2）復興産業集積区域（赤色）

ものづくり産業の集積に適する区域として、県内323か所を設定

（以下のいずれかに該当する区域）

- ① 都市計画上の工専・工業・準工の用途地域で、既存の工業団地の区域
- ② 都市計画上の工専・工業・準工の用途地域で、現時点では工業団地ではない区域
- ③ 既存の地元企業（市町村の産業振興上、戦略的な位置付けとしている企業や地元雇用を支える企業に限る。）が立地している区域
- ④ 今後開発可能な事業用地（公表可能な用地に限る。）
- ⑤ 過去の工場適地調査における回答区域や市町村復興計画における産業系区域

5 主な税制の特例措置の概要

（1）国税（法人税）関係（企業は以下の1つを選択）

- ① 5年間実質無税（新規立地企業のみ対象等、各種要件あり）
- ② 税額控除（機械15%、建物8%、法人税額の20%が限度。4年の繰越が可能）
又は、特別償却（機械は指定後H26.3末迄100%、その後H28.3末迄50%。
建物25%）
- ③ 給与等支給額の10%を税額控除（指定の日以降の5年間分に対して、法人税額の20%が限度）

（2）地方税関係

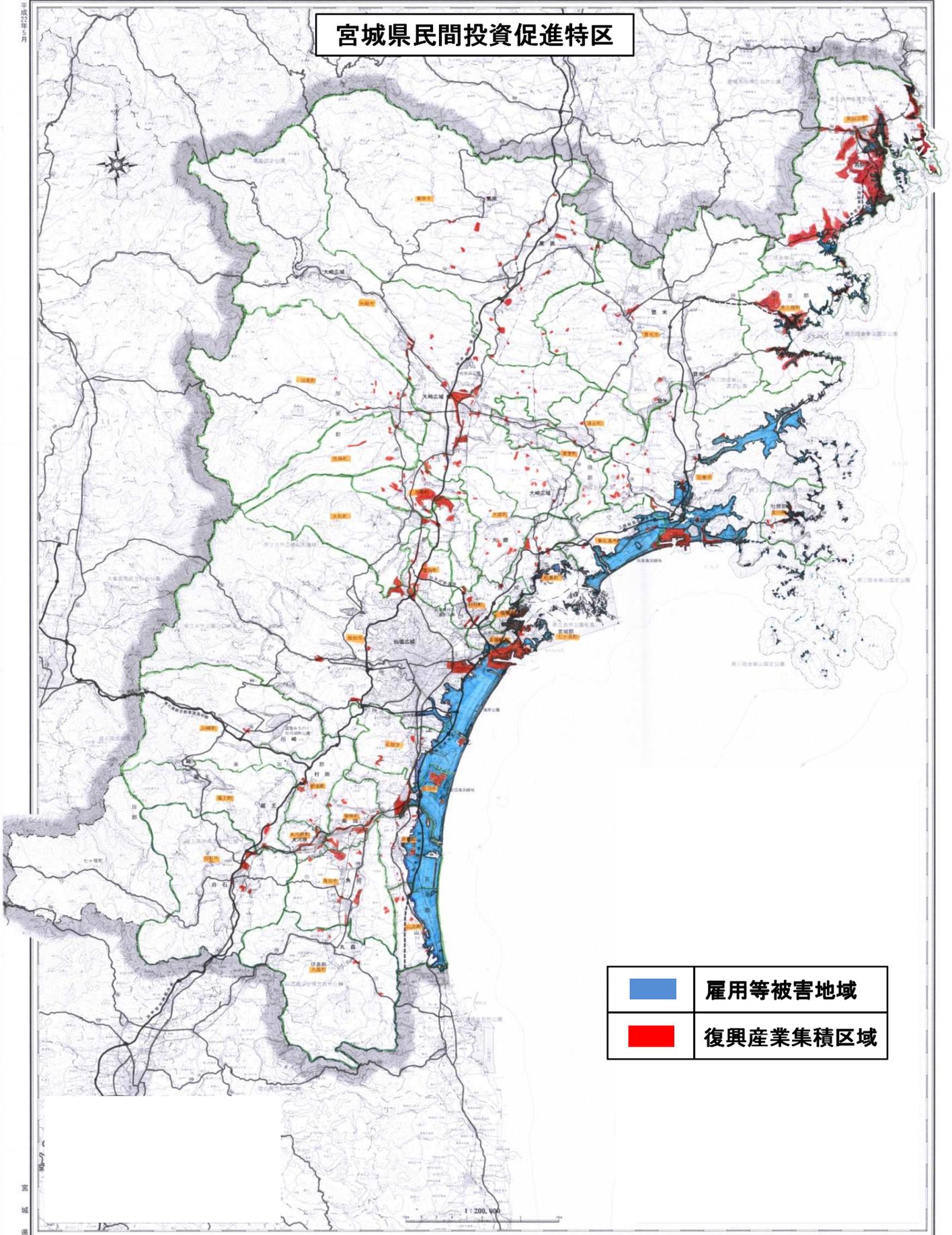
不動産取得税、固定資産税（5年間）、事業税（5年間）を、市町村又は県が課税免除した場合、その10/10を国が復興特別交付税で補てん

6 事業者の指定

事業者の税制特例措置の適用については、地方公共団体の事業者指定を受ける必要があり、平成24年3月1日より、各市町村及び仙台・東部・気仙沼地方振興事務所（沿岸15市町のうち、仙台市及び塩竈市を除く13市町の区域を所管）において、事業者指定の受付を開始。

「この地図の作成にあたっては、国土院提供の基礎地図データ、国測院の国土数値情報（地形）を参照し、作成した。

宮城県民間投資促進特区



平成27年5月

国土院